浜情委第128号 平成29年3月8日

浜松市長 鈴木康友 様 (道路企画課)

> 浜松市情報公開・個人情報保護委員会 委員長 酒 井 英 人

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年9月9日付け浜土企第149号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求者宛送付された文書(別添)起案文書. 決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書非公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第85号)

1 委員会の結論

浜松市長が非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年5月20日、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求者宛送付された文書(別 添) 起案文書. 決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公開請求をした。
- (2) 平成28年6月1日、実施機関は、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報を公開することとなるとして、浜松市情報公開条例第10条の規定を適用して公開請求を拒否することとし、公文書非公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年8月30日、審査請求人は、(2) の処分を不服として、審査庁に対して 審査請求を行った。
- (4) 平成28年9月9日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1)審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を公開するよう求めます。

(2)審査請求の理由

実施機関は、この処分について「浜松市情報公開条例第10条の規定により、公開請求を拒否する。」としています。また、その理由として「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報を公開することとなるため。」との記載がありました。

しかし、同条例第10条には個人情報についての定めはないため、実施機関が条例 の適用を誤っているのは明らかです。

(3) 反論書での主張

浜松市長の弁明は、浜松市に都合の良い事実、解釈、そして意見のみが記述されているものであり、審査請求の理由に対応する形での弁明が全くなされていません。

よって、弁明書としての体を成していない平成○○年○○月○○日付け浜土南第 ○○号による浜松市長の弁明には意味がありません。

浜松市長は、弁明書で条例第10条に「「非公開情報を公開することとなるときは、」と定められており、その非公開情報とは、条例第7条各号に規定しており、第2号において個人情報の定めがある」としています。つまり、この弁明書において、浜松市長は条例第7条第2号を適用して私が公開を請求した公文書の公開請求を拒否したと認めたことになります。なぜ、非公開決定の際には同条例第10条を非公開の根拠規定としたのでしょうか。

「特定の個人」とは誰なのか。なぜ公文書の有無を知らせるだけで個人情報の開示となると判断したのか、同条例に係るこのような判断の根拠の具体的な説明責任を果たさないまま本件処分を行ったことが同条例に違反しているのは明らかです。

直ちに審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を公開するよう求めます。

(4) 再反論書での主張

浜松市長は、条例第7条第2号の個人情報を引用したと弁明書にて合理的に説明したとしているが、何をもって合理的としているのか、その説明が一切ない。

また、反論書において、浜松市がいう「特定の個人」とは誰なのか、なぜ公文書の有無を知らせるだけで個人情報の開示となると判断したのか、また、「特定の個人」の情報とは一体誰の何を指すのかといった、具体的な説明を求めたが、説明が一切ありませんでした。

4 実施機関の主張

(1) 弁明書での主張

本件審査請求の争点は、審査請求人は、浜松市情報公開条例第10条には、「個人情報についての定めはない」としているが、「非公開情報を公開することとなるときは、」と定められており、その非公開情報とは、条例第7条各号に規定しており、第2号において個人情報についての定めがある。

したがって、条例第10条に、文字として書かれていないから定めがないとする審査 請求人の主張は、妥当でない。

(2) 再弁明書での主張

本件公開請求に係る文書は、特定の個人の文書であるから、その存否を答えることは、 当該特定個人が当該文書の送付を受けた事実の有無そのものを答えることとなる。した がって、本件の公文書公開請求において公文書が存在しているか否かを答えるだけで、 条例第7条第2号の非公開情報(個人に関する情報)を公開することとなる。

5 委員会の判断

審査請求人は、「実施機関は、この処分について「浜松市情報公開条例第10条の規定により、公開請求を拒否する。」としており、また、その理由として「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報を公開することとなるため。」との記載があった。しかし、同条例第10条には個人情報についての定めはないため、実施機関が条例の適用を誤っているのは明らかである」と主張している。ここで、浜松市情報公開条例(以下「条例」という。)第10条中の非公開情報については、条例第7条各号に掲げるものであり、個人に関する情報については、第2号に規定のごとくであるから、審査請求人の主張に理由はない。

したがって、実施機関が、条例第10条を適用し、当該公開請求に係る公文書が存在 しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるため、当該公文書の 存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否したことは妥当である。

なお、条例の公文書公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の公開請求があった場合でも、公開請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、特定の個人が識別される情報であれば、条例第7条第2号アからウ又は 条例第9条に該当しない限り、たとえ請求者本人の個人情報に係るものであっても非公 開情報となる。

以上のことから、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 付言

審査請求人は、反論書及び再反論書において「特定の個人」の情報とは誰なのかを実施機関に説明を求めたが、具体的な回答がなかった旨を主張している。

公開請求の際、公開請求者は「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求者宛送付された文書 (別添)の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書。」を請求しており、当該請求内容を踏まえれば、本件における「特定の個人」とは公開請求者本人を指すことは明白であり、当委員会においても、上記の内容を踏まえて調査及び審議を行った。

7 委員会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記)委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 9月 9日	諮問を受けた。
9月29日	審査庁から弁明書を受理した。
10月19日	審査庁から反論書を受理した。
11月 9日	審査庁から再弁明書を受理した。
12月 2日	審査庁から再反論書を受理した。
12月26日	諮問の審査を行った。
平成29年 1月30日	答申案の検討を行った。
2月24日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開·個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏	名	職業等
部会長 (委員長)	酒井	英人	弁護士
委員長職務代理	原田	伸一朗	静岡大学情報学部 准教授

委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	髙橋 邦武	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千惠子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

[※]部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順